

## 西部クリーンセンターからのお願い

### 10月1日から「ごみ処理手数料」を改定します

西北五環境整備事務組合では、ごみ処理経費負担の適正化およびごみの減量やリサイクル率の向上等を目的として「西部クリーンセンター」にごみを直接持ち込むときの処理手数料を改定します。皆様のご理解とご協力をお願いします。

旧手数料	⇒	新手数料
10kg当たり50円(税込)		10kg当たり110円(税込)

- \* 上記の表は税込で比較していますが、10月からは消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されることから、処理手数料の会計処理を現行の税込処理から税抜処理(10kgにつき100円)に変更します。
- \* 可燃ごみの量が10kgに満たないときは10kgとし、10kgを超えた量に端数があるときは、その端数を四捨五入して10kg毎に計算します。

### 焼却に適さない「金属類」の混入にご注意を!

西部クリーンセンター(ごみ焼却施設)では、焼却に適さない不燃ごみ(トタン、スプリング等)の混入が多く見られ、焼却作業に大変苦慮しています。

焼却不適物が混入すると、灰コンベヤ等の機器が緊急停止(焼却中止)し、ごみの受け入れができなくなり

ます。

今後は、搬入された可燃ごみに、不適物が混ざっていないかを調べる「展開検査」を予定していますので、ごみの分別については、より一層のご協力をお願いします。



焼却炉から取り除いた金属片



焼却炉から取り除いたトタン



焼却炉から取り除いたベッドの支柱



ごみピットに投入された自動車のマフラー

問い合わせ先…西北五環境整備事務組合施設課 Tel.38-1205